

2019年度事業計画

I 基本方針

2019年度、福祉サービス第三者評価事業（以下「本事業」という）は、社会的養護関係施設の3年に1度の受審が義務化されて3クール目の2年目に入り、保育所の5年に1度の受審が努力義務化されて5年目の区切りの時期を迎えた。

受審促進等を図るため、厚生労働省は「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」（2018年3月）を改正し、各都道府県に対して受審の数値目標の設定と公表、実施状況の評価、他の都道府県推進組織で認証されている評価機関の認証、などに努めることを求めた。それを受けた各都道府県推進組織の実質的な取組みは本年度から具体化することが想定され、その実施状況が注目されるところである。

なお、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」（2018年4月1日施行）に基づき、民間あっせん機関に対する評価のしくみが本年4月1日に施行された。それに伴う動きを注視する必要がある。

私たちはこれらの状況を踏まえ、本事業をめぐる諸課題の解決に向けて、中期的な展望を明確にしながら、関係機関や新たに中間ユーザー（地域包括支援センター、介護支援専門員、相談支援専門員、医療ソーシャルワーカー）との連携を深め、研修実施や講師派遣等による評価調査者の資質向上などに積極的に取り組んでいく。また、会員の確保と相互交流による組織基盤の強化を図り、もって評価活動の健全な発展に寄与するものとする。

II 事業活動（定款の定めに基づく整理）

1 評価調査者の資質向上（定款第4条の1）

評価調査者の資質の向上を図るため、次のとおり研修会を実施する。

（1）開催地域

全国2地域程度で開催

（2）内容

「福祉サービス利用者の権利擁護」、実践報告など

2 調査研究（定款第4条の2）

利用者に対する「福祉サービス選択情報」を充実させていく観点から、「利用者調査」の現状と課題等について調査研究する。

3 全国研究大会（定款第4条の3）

評価調査者が相互に知見を発表する場としての全国研究大会を開催する。

4 講師派遣（定款第4条の4）

全国社会福祉協議会及び都道府県推進組織等が実施する研修に対し、積極的に講師を派遣する。

5 会員相互の交流（定款第4条の5）

ホームページを充実させるとともにEメールによる計画的な情報発信を行う（事業活動報告、関係機関の情報の提供など）。

6 関係機関との連携（定款第4条の6）

厚生労働省及び全国社会福祉協議会、都道府県推進組織等との連携・協力を進める（意見交換等の実施、委員会委員就任、研修講師など）。

また、利用者のサービス選択に資する情報提供を充実させる観点等から、新たに中間ユーザー（地域包括支援センター、介護支援専門員、相談支援専門員、医療ソーシャルワーカー）との連携を進める。

7 そのほか、本会の目的に沿った事業（定款第4条の7）

上記のほか、本会の目的に沿って以下の事業を実施する。

- (1) 指導者（講師候補者）の開拓と育成（名簿更新・研修実施）
- (2) パンフレット作成による本会の諸事業の周知（都道府県推進組織など）

III 組織活動

1 会員

諸研修の実施、講師協力、パンフレット発行、評価機関との交流等の事業展開を通じて会員の拡充を図る。（目標100人・2019年3月31日現在の会員数90人）

2 総会

本会の事業報告及び事業計画等の重要事項を決定するため、会員による定時（年1回）及び必要に応じて臨時の総会を開催する。

3 理事会

本会の適切な事業運営及び予算執行を行うため適宜理事会を開催する（年4回程度）。

4 委員会設置および担当理事の配置

計画的かつ効果的な事業遂行のために、次の委員会を設置し各委員会に担当理事を配置する。

- ① 研修委員会－講師派遣、講師リスト作成、研修テキスト開発など
- ② 企画委員会－調査研究の企画および実施、全国研究大会の企画および実施など
- ③ 渉外委員会－ホームページの作成および活用、広報活動など

5 事務局

事務局を特定非営利活動法人メイアイヘルプユー内に設置し、職員を配置する。なお、事務局は次の業務を担う。

- ① 会員の管理及び会費の管理
- ② パンフレットの作成、ホームページの運営
- ③ 各種事業にかかる実務
- ④ 会計業務
- ⑤ 担当理事、委員会のフォロー（業務の進捗状況の共有など）
- ⑥ 諸規程の整備

6 組織体制

組織体制は以下のとおりとする。

〔全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会：組織図〕

